

ポイント制運用規程

(目的)

第1条 福井県民生活協同組合（以下「当組合」）は、本規程に則り組合員へポイントサービスの提供を行う。

(ポイントの種類)

第2条 ポイントの種類は次の通りとする。

- (1) 基本ポイント
ポイント対象商品の購入、サービスの利用 200 円（税別）ごとに付与されるポイント
- (2) ボーナスポイント
ポイント対象年間利用高(税別)に応じ、年に一度、付与されるポイント
- (3) オプションポイント
上記（1）、（2）以外に付与されるポイント

(ポイント使用コースの設定)

第3条 組合員は予め以下に示すポイント使用コースを登録し利用する。登録することで宅配ポイントとお店ポイントをそれぞれのコースへ合算し使用することができる。

- ① 宅配コース 宅配、店舗で貯めたポイントを合算し宅配で利用
- ② お店コース 宅配、店舗で貯めたポイントを合算し店舗で利用
- ③ 出資金コース 宅配、店舗で貯めたポイントを出資金に振り替え
- ④ そのままコース 宅配、店舗で貯めたポイントが発生したところでそれぞれ利用

(ポイントの付与)

第4条 ポイントの付与は次の通り実施する。

- (1) 基本ポイント
 - ① ポイント対象商品の購入、サービスの利用 200 円（税別）ごとに 1 ポイントを、宅配については「宅配ポイント」、店舗については「お店ポイント」としてそれぞれ付与する。その際発生する端数は切り捨てるものとする。
 - ② お店ポイントの付与にあたっては、会計時に組合員証(ハーツカード)の提示を求めるものとする。カードを忘れた際の未処理期間は、お買い上げ日から 1 カ月以内とする。
 - ③ ポイントは対象取引後に次に示す時期に付与される。
 - ア) 宅配ポイント 購入代金の口座振替が確認できたとき
 - イ) お店ポイント レジで商品を購入したとき
- (2) ボーナスポイント
ボーナスポイントは、宅配コース・出資金コースの場合は宅配ポイントへ、お店コースの場合はお店ポイントへ、そのままコースの場合は宅配と店舗のポイント対象年間利用高を比較し、宅配が多い場合は宅配ポイントへ、店舗が多い場合はお店ポイントへそれぞれ付与する。
- (3) オプションポイント
オプションポイントの付与については、その内容によりそれぞれ取り決めを行う。オプションポイントの一つである「ポイント〇倍」のポイント計算方法は、基本ポイントを〇倍し付与する。

2 次に掲げる商品や事業はポイントの対象外とする。

移動販売車「ハーツ便」、ガソリン、非課税品、タバコ、宅配便、ハーツのテナント、CO・OP 共済、福祉事業、生協葬祭みらい、コープサービス関連事業の一部、法人供給

(ポイントの使用)

第5条 組合員は以下の方法により、保有するポイントを商品代金（税込）の決済に利用することができる。

- ① 宅配コース 注文時に 1 口 500 ポイント単位で申請する。また年に一度、当組合指定のタイミングで、使用可能ポイント(500 ポイント単位)を利用高から自動的に相殺する。

- ② お店コース 保有ポイントが 500 ポイントに到達するとレジで 500 円券が自動発行される。500 円券はレジで提示し使用する。500 円券は発行から半年間有効とする。なお、つり銭の支払いや現金との交換はできない。
- ③ 出資金コース 500 ポイントごとに出資(預り)金に振替える。
- 2 ポイント使用の例外処理
コース間のポイント移行処理は週 1 回とする。宅配コースや出資金コースに登録している場合でも、1 週間以内にお店ポイントが 500 ポイント貯まると、レジで 500 円券が発行される場合がある。
- 3 ポイント使用の有効期限
購入代金の口座振替の確認、または店舗の利用(カード提示)のいずれかの動きが最後にあった日から 1 年を経過すると、宅配ポイント・お店ポイントともに失効する。

(ポイントの消滅)

第 6 条 次に掲げる事由が生じた場合、ポイントは消滅する。

- ① 口座振替日に決済できず再振替でも決済できなかった場合、当該請求分の予定ポイントは確定ポイントとならず消滅する。
- ② ポイント付与後に、当該取引の中止や返品、あるいはポイントの取り消しが適当であると当組合が判断する事由(システム上のトラブル等)が発生した場合、ポイントを取り消すことができる。
- ③ 当組合を脱退、または脱退の申請を受領した場合、ポイントは消滅する。
- ④ 前条に定める有効期限が経過した時点で、宅配ポイント・お店ポイントとも消滅する。

(ポイントの照会)

第 7 条 組合員は、付与されたポイント数、利用したポイント数、および保有するポイント数を、次の方法により確認できるものとする。

- ① 宅配ポイント お届け明細書、注文用紙※、e フレンズ※ (※一部情報のみ)
- ② お店ポイント レシート
- ③ 上記①、② Web サイト (マイページ)

(禁止事項)

第 8 条 ポイントと現金の引換えはできない。

- 2 保有するポイントを、他の組合員に貸与、譲渡、および他の組合員とポイントを共有・合算することはできない。

(ポイントの付与・利用ができない場合)

第 9 条 次の場合、ポイントの付与、およびポイントの利用はできない。

- (1) 停電、システム障害など、やむを得ない理由がある場合
- (2) 組合員が、本規程を含む各種規則やルール等に違反したとき、または違反するおそれがあると当組合が判断したとき
- (3) ポイントに不正等があったとき
- 2 前項に基づきポイントが付与されないこと、または利用できないことにより、組合員に損害等が生じた場合であっても、当組合は責任を負わない。

(組合員証紛失時のポイントの取り扱い)

第 10 条 組合員証(ハーツカード)の紛失そのものを理由に、ポイントは失効しない。ただし、失効条件を満たせば失効する。

(免責)

第 11 条 当組合は、ポイントサービス関連システムの運用に最善を尽くすものとする。ただし、通信回線や機器の故障などに伴うシステム停止、データ消失、さらには不正アクセスによる損害など、ポイントサービスに関し組合員に生じた損害について、当組合に重大な過失がない限りにおいて、当組合は責任を負わない。

(ポイントサービスに関する案内)

第 12 条 ポイントに関する事項は、当組合ウェブサイトなどで組合員へ周知する。

(規程の改廃)

第13条 本規程を変更する場合、一定の猶予期間を設けた後に、新しい規程を適用するものとする。

- 2 規程の変更に伴い、ポイント付与率の減少、ポイント有効期限の短縮、ポイント使用時交換レートの減少が発生する場合には、予告期間において組合員への周知を図るものとする。
- 3 ポイントサービス自体を終了する場合には、十分な予告期間を設けた上で、様々な方法で組合員への周知を最大限図るものとする。
- 4 この規程の改廃は常勤理事会の議を経て行う。

附 則 この規程は2017年4月1日より施行する。